

専第3号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成25年3月31日付けで小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の公布、施行に伴い、小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

平成25年4月18日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(写)

専 決 処 分 書

小金井市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成25年3月31日

小金井市長 稲葉孝彦

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第13条中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項もしくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項もしくは第33項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専第3号資料1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法の一部を改正する法律の公布、施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市都市計画税条例をいう。）。

2 改正内容

平成25年度税制改正により、固定資産税等の課税標準の特例に関する規定が整備されたことに伴い、その所要の規定の整備を行う（法附則第15条、条例付則第13条）。

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行する（付則第1条）。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による（付則第2条）。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 第13条 法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項もしくは第33項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「もしくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則 第13条 法附則第15条第1項、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項もしくは第36項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「もしくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>地方税法の改正に伴う規定の整備</p>